表 紙

技術資料

２０２５年　　月　　日

日本郵便(株)　御中

（代行者）

日本郵政建築(株)

九州支社長　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　 　 ㊞

「鹿児島県東部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集」の技術資料を下記のとおり提出します。

なお、「鹿児島県東部エリアにおける日本郵便(株)施設の小規模修繕工事等受注者の募集」の２（１）に該当しない者であること及び２（２）に定める要件を満たし、かつ提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　配置技術者　　　　　　　　　　・・・・・様式１のとおり

　２　労務単価・諸経費率　　　　　　・・・・・様式２のとおり

　３　標準工事価格（１）　　　　　　・・・・・様式３のとおり

　４　標準工事価格（２）　　　　　　・・・・・様式４のとおり

５　総合評定値通知書（写）　　　　・・・・・別添のとおり

　　（直近２期分）

　６　事業所の所在地に関する要件　　・・・・・下記のとおり

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 所在地 |  |

問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職名）　　（氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者

部　　　署

　電話番号

　ＦＡＸ番号

　Ｅ－mail

注１：指名又は非指名通知に必要な速達とする一般書留郵便料金相当の郵便切手（８９０円）を貼付した「長形３号封筒」を同封すること。

注２：様式２～４は、印刷したものとは別に以下E-mailアドレスへエクセルデータを送信すること。

E-mailアドレス: SMA08203@jp-ae.jp

様式１

配置技術者

商号又は名称：

|  |  |
| --- | --- |
| 有資格技術者数 | 人（4名以上） |

担当技術者の資格（当初提出時に記入）

技術者１（主担当：表④のいずれかの資格を有する者であること）

|  |  |
| --- | --- |
| ①技術者の氏名　 | ○○　○○　 |
| ②役職 | ○○部（課・係）長 | ③実務経験年数 | 　　○○　年 |
| ④法令による資格・免許等 | □１級建築施工管理技士 　　　　　 （第○○○○号） 年　月　日取得□２級建築施工管理技士 　 　　　 （第○○○○号） 　 年　月　日取得□一級建築士　　　　　　　　　　 （ ） 　 年　月　日取得□二級建築士　　　　　 　 　　 　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得□監理技術者資格者証　 　 　　　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得□監理技術者講習修了履歴　　　　　（　　　　　　） 　 年　月　日取得（国土交通（建設）大臣認定） |

技術者２（副担当：表④の資格保有は問わない）

|  |  |
| --- | --- |
| ①技術者の氏名　 | ○○　○○　 |
| ②役職 | ○○部（課・係）長 | ③実務経験年数 | 　　○○　年 |
| ④法令による資格・免許等 | □１級建築施工管理技士 　　　　　 （第○○○○号） 年　月　日取得□２級建築施工管理技士 　 　　　 （第○○○○号） 　 年　月　日取得□一級建築士 　　　　　　　　　 （ ） 　 年　月　日取得□二級建築士　　　　　 　 　　 　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得□監理技術者資格者証　 　 　　　 （　　　　　　） 　 年　月　日取得□監理技術者講習修了履歴　　　　　（　　　　　　） 　 年　月　日取得（国土交通（建設）大臣認定） |

記入上の注意点

１　技術者は、当該工事に従事する担当技術者を２名（主担当及び副担当）選定すること。

２　役職は、２０２５年６月１日現在で従事している役職名称を記入すること。役職が特にない場合は、記入は不要。

３　実務経験年数は、２０２５年６月１日現在で記入すること（年数に端数がある場合は、切り上げて記入すること。）。

４　法令による資格・免許等については、一覧にあるもので担当する技術者が保有している資格・免許等について記入すること。

５　上記の選定した主担当技術者は、他のエリアに重複しての応募は認めない。（長崎県五島エリア・鹿児島県奄美エリアは除く）

なお、副担当技術者は他のエリアとの重複を可とする。

６　指名通知後、指名期間中は、配置した担当技術者の安易な変更は行わないこと。

＜参考＞

指名審査（技術資料（労務単価・諸経費率―様式２及び標準工事価格（１）・（２）－様式３・４））の評価の方法

技術資料様式２及び様式３並びに様式４の評価の方法は次のとおりとする。

１ 様式２のポイント数算出方法

(１) 下表の職種別に提出された労務単価Aに、予め職種別に定めた係数Bを乗じたポイント数Cを算出する。＜ D＝①から⑮までのポイント数Cの小計 ＞

(２) 上記で求めたポイント数の小計Dに⑰～㉑諸経費等に予め定めた諸経費率と係数を乗じて諸経費等ポイント数を算出する。

なお、⑯設備下請経費のポイント数は、⑫電工、⑬ダクト工、⑭配管工及び⑮保温工のポイント数の小計Eに諸経費率Fを乗じて諸経費ポイント数を算出する。＜ E＝⑫から⑮までのポイント数の小計 ＞

(３) (１)で算出したポイント数Dに、(２)で算出したポイント数Lを加えた値をポイント数Mの小計とする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　種 | 摘要 | 該当項目 | 労務単価（円／日）A | 係 数B | ﾎﾟｲﾝﾄ数C（A×B） |
| 建築 | 電気 | 管 |  |  |  |
| ① | 調査費 | 現地調査に必要な費用(必要な者のみ記入する) | ○ | ○ | ○ |  | 5 |  |
| ② | 普通作業員 | 平日昼間の単価を記入 | ○ | ○ | ○ |  | 2 |  |
| ③ | 塗装工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  | ○ |  | 4 |  |
| ④ | 内装工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 6 |  |
| ⑤ | 建具工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 9 |  |
| ⑥ | ガラス工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑦ | 大工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑧ | 金物、板金工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 2 |  |
| ⑨ | 防水工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑩ | 左官工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑪ | はつり工 | 平日昼間の単価を記入 | ○ |  |  |  | 1 |  |
| ⑫ | 電工 | 平日昼間の単価を記入 |  | ○ |  |  | 10 |  |
| ⑬ | ダクト工 | 平日昼間の単価を記入 |  |  | ○ |  | 1 |  |
| ⑭ | 配管工 | 平日昼間の単価を記入 |  |  | ○ |  | 2 |  |
| ⑮ | 保温工 | 平日昼間の単価を記入 |  |  | ○ |  | 1 |  |
|  | 小計D |  |  |  |  |  |  | D |
|  | 項目 | 摘要 | 建築 | 電気 | 管 | 諸経費率 | 係数 | ﾎﾟｲﾝﾄ数 |
| ⑯ | 設備下請経費 | 注１ |  | ○ | ○ | F(%) | － | E×F(%) |
| ⑰ | 諸経費1 | 0円～20万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | G(%) | 0.66 | D×G(%)×0.66 |
| ⑱ | 諸経費2 | 20万円超～60万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | H(%) | 0.21 | D×H(%)×0.21 |
| ⑲ | 諸経費3 | 60万円超～100万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | I(%) | 0.1 | D×I(%)×0.1 |
| ⑳ | 諸経費4 | 100万円超～200万円以下 注2 | ○ | ○ | ○ | J(%) | 0.03 | D×J(%)×0.03 |
| ㉑ | 事前指名体制費 | **注3** | ○ | ○ | ○ | K(%) | 1 | D×K(%)×1 |
|  | 小計L |  |  |  |  |  |  | L |
|  | ポイント数計M(D+L) |  |  |  |  |  |  | M |

|  |
| --- |
| 注1・・・設備労務費（⑫～⑮）に対する下請経費（必要な者のみ記入）注2・・・諸経費は工事に関する現場管理費及び一般管理費とし、そのほかの費用は含めないこと注3・・・年間を通じて事前指名条件書の条件（工事以外）を実施するために必要な費用。（必ず記入） |

２ 様式３のポイント数算出方法

下表により提出された総額金額Nに、予め標準工事別に定めた係数Oを乗じたポイント数Pを算出する。＜ポイント数小計Q＝①から③までのﾎﾟｲﾝﾄ数Pの小計＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 標準工事 | 材料規格・材料寸法適用等 | 数量 | 単位 | 総額金額（一式）N | 係数O | ポイント数P（N×O） |
| ① | ﾍﾞﾈｼｬﾝﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ取替 | ｱﾙﾐ製ｷﾞｱ式ｽﾗｯﾄ巾35㎜W2200×H2000 | １ | 箇所 |  | 6 |  |
| ② | 一般用配管の漏水修繕 | パッキン取替 | １ | 箇所 |  | 3 |  |
| ③ | ドアチェック交換 | (一般用・重量用) | １ | 箇所 |  | 10 |  |
|  | ポイント数小計Q |  |  |  |  |  | Q |

３ 様式４のポイント数算出方法

下表により提出された総額金額Rに、予め標準工事別に定めた係数Sを乗じたポイント数Tを算出す

る。＜U＝④から⑱までのﾎﾟｲﾝﾄ数Tの小計＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 標準工事 | 材料規格・材料寸法適用等 | 数量 | 単位 | 総額金額（一式）R | 係数S | ポイント数T(R×S) |
| ④ | 住宅用雑排水管の詰まり修繕 | 薬品洗浄・トーラー | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑤ | 住宅用便所排水管の詰まり修繕 | 薬品洗浄・トーラー | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑥ | 住宅用配管の漏水修繕 | パッキン取替 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑦ | 住宅用台所水栓の取替 | 泡まつ自在水栓 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑧ | 住宅用洗濯機水栓の取替 | 緊急止水弁付横水栓 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑨ | 住宅用トイレロータンク修繕 | ボールタップ・フロート弁取替 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑩ | 住宅用給湯器（風呂釜含む）追焚き不良修繕 | ※消耗品交換含む。※現地作業 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑪ | 住宅用給湯器（風呂釜含む）着火不良修繕 | ※消耗品交換含む。※現地作業 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑫ | 住宅用台所換気扇取替１ | 15cm　ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ･ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ除く | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑬ | 住宅用台所換気扇取替２ | 20cm　ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞ･ｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ除く | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑭ | 住宅用玄関扉ドアチェック取替 | BL製品　標準取付標準型　30kg以下用 | １ | 箇所 |  | 1 |  |
| ⑮ | 住宅ハウスクリーニング | 65㎡程度　水廻り有※台所、トイレ、浴室 | １ | 式 |  | 1 |  |
| ⑯ | 住宅用天井・壁塗替 | EP塗替　C種※6畳間　（塗面32㎡程度）※什器移動含む | １ | 式 |  | 1 |  |
| ⑰ | 襖張替（両面） | 900×1800新鳥の子 | ４ | 枚 |  | 1 |  |
| ⑱ | 畳表替 | JAS規格2等　麻引き※6畳間※什器移動含む | ６ | 枚 |  | 1 |  |
|  | ポイント数小計U |  |  |  |  |  | U |

４ 評価の方法

別に定める基準ポイントの制限の範囲内で、１で算出したポイント数M、２で算出したポイント数Qに対して下表の地域係数T1を乗じたポイント数小計V 及び３で算出したポイント数Uに対して下表の地域係数T2を乗じたポイント数小計W の合計が最小の者から、順位付けを行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域係数T1(10-b)/7 | 地域係数T2b/3 |
| 8/7 | 2/3 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ポイント数小計V | V=Q X T1 |  |
| ポイント数小計W | W=U X T2 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ポイント数計（M＋V＋W） | ポイント数M | ポイント数V | ポイント数W |
|  |  |  |  |